

録音録画下の取調べにおいても検察官に不適切な発言が認められた事例

2020年10月30日

篠塚 力

以下の事例は、いずれも取調べの録音録画がなされていたにもかかわらず、取調べにおいて検察官に不適切な発言が認められたとして、日弁連に対して情報提供されたものです。最高検察庁監察指導部において調査がなされた事例に含まれていると考えます。

最高検察庁監察指導部は毎年取調べに対する相当数の苦情を受け付けて統計資料を作成しているのですから、具体的な苦情内容とそれに対する監察指導の有無及び監察指導の内容を第7回会議において具体的に明らかにし、取調べの弁護士立会に関する審議に協力をお願いしたいと思います。

1 取調べにおいて黙秘権を行使する被疑者に対し、人格を否定し、かつ弁護人との信頼関係を破壊するような言動が認められた事例

違法薬物所持等の事案において、検察官が、黙秘する被疑者に対し、「きちんと本当のことを話さないと反省していないように見える。自分に不利なこともちゃんと全部話して、正しい人間としてすべきことがあるだろ。」「本当のことを話さないでおきながら、子育てなんてできない。母親として恥ずかしくないのか。」と非難しました。さらに、「君が何も話さなければ、僕が手元にある証拠から起訴不起訴を判断するしかない。このままだと営利目的で起訴するしかないけどいいの?」「前の事件どうなったか知っていますよね」（注：被疑者は別件ですでに起訴されていた）、「起訴後の接見禁止もついています。」「最悪の結果だったんじゃないの。その結果を負うのはあなたですからね」、「話さないことで損をするのは弁護士ではなくて君だよ」などと述べています。

弁護人が、検事正及び担当検察官宛に苦情申入れをしましたが、その後なんらの回答もありませんでした。

2 黙秘権を行使する被疑者に対し、検察官が人格を否定する侮辱的な発言をした事例

生物学的には女性だが自己認知は男性であるという被疑者が取調べにおいて黙秘していたところ、検察官が、「性別は女だけど、男として生きていきたいというなら、やったことに責任をもつ男らしさを見せた方が良い。」「男なら男

らしく、自分のやったことに向き合って生きていく必要がある。」などと述べました。

弁護人が苦情申入れを行ったのに対し、別の検察官から後日連絡があり、「確認した結果、弁護人が指摘した通りの事実がありました。担当検察官に注意をしておきました」という旨の回答がありました。

3 黙秘権を行使する被疑者の態度を批判し、暴言を吐いた事例

殺人被疑の事案で、検察官が、黙秘権を行使する被疑者に対して、「人一人殺して何を開き直っているのか」「黙秘しますで通ると思っているのか」「反省している奴は黙秘なんてしないんだ」「黙秘する権利なんかない」「逃げんじゃねえ」「黙秘することは卑怯だ」「人一人殺しておいて何が黙秘だ」「人殺しなんだから反省しろ」「黙秘なんて言葉に逃げるんじゃない」「黙秘は反省していたらできない」などと暴言を吐きました。

弁護人が検察官に抗議文を送ったのに対し、検察庁から、取調べ録音録画を確認したところ、上記発言があったことを認めた上で「たしかに行きすぎた言動がありました。」という旨の回答がありました。

4 黙秘権を行使する被疑者に対し、検察官が被疑者の人格を傷つける発言をして供述を得ようとした事例

幼い子どもを死なせてしまったという被疑事案において、検察官が、黙秘する被疑者に対し、「亡くなった赤ちゃんに対する罪の意識はないのか」「仏壇に手を合わせられるのか」などと迫った。

弁護人が苦情申入れをしたのに対し、後日検察庁から連絡があり、「申入れにかかる発言は認められたが、被疑者に話すきっかけを与えようとしたもので不適正とは認められないと判断した」との回答がなされました。

●以上の事例からも、検察官が被疑者に対し、録音録画中の取調べにもかかわらず、起訴権限を有しているという優越的な地位を利用して心理的にも圧力を加えて黙秘権行使を妨げ、検察官の描くストーリーを真実であるとして、それに合うように口を割らせようとする姿勢が顕著な検察官が存在することが分かります。

●このような取調べはおかしい、被疑者の人格を不必要に貶めている、黙秘権を有名無実化させようとしていると率直に理解できるのは、むしろ、一般の市民であると思います。※

- 検察官のこのような言動が仮に口頭注意程度で放任されているとしたら、秋霜烈日を旨とする検察官あるいは検察庁といいながら、「自分には甘いのか」との疑念を生みます。弁護人が立ち会っていれば、検察官のこのような振る舞いをチェックし、予防できます。
- 検察官の具体的な倫理規範があれば、検察官はこのような行為は抑制するでしょうし、抑制しなければ、弁護人や被疑者から懲戒申立てを受けることとなります。

※朝日新聞2020年9月29日朝刊「声」の欄には、「郵便不正事件をめぐる聴取経験」と題する森隆政氏の投稿が掲載されています。投稿によれば、捜査協力を求められ任意で大阪地検に赴いて聴取に応じた同氏は「聴取は初回12時間近く、2回目も数時間。村木氏関与に繋がる供述を何度も求められ、そんな記憶はない」と『そう認めるまでは帰れない』。威圧されているようで、検事は自分に有利な証拠固めをこう進めるのかと感じた。」とされています。

同氏は、特捜検事の証拠改ざん発覚後に導入された取調べの可視化が以後の冤罪防止に効果があったことは間違いないと思うとされた上で、「市民は検察に呼ばれただけで萎縮する。」「早く解放されたいと、検事の誘導に負けてしまう可能性は低くない。」「取り調べに弁護士を立ち合わせるべきだと身にしみて理解した私は、立ち会いを早く義務化するべきだと感じる。」と述べられています。

以上

参考人が訴える取調べの実態と録音録画下での弁護士立会の必要性等

2020年11月12日

篠塚 力

郵便不正事件めぐり聴取を受けた参考人が訴える取調べの実態

朝日新聞2020年9月29日朝刊「声」の欄には、末尾添付の「郵便不正事件をめぐり聴取経験」と題する森隆政氏の投稿が掲載されています。投稿によれば、捜査協力を求められ任意で大阪地検に赴いて聴取に応じた同氏は「聴取は初回12時間近く、2回目も数時間。村木氏関与に繋がる供述を何度も求められ、そんな記憶はないという『そう認めるまでは帰れない』。威圧されているようで、検事は自分に有利な証拠固めをこう進めるのかと感じた。」とされています。

録音録画下での弁護士立会の必要性について

同氏は、特捜検事の証拠改ざん発覚後に導入された取調べの可視化が以後の冤罪防止に効果があったことは間違いないと思うとされた上で、「市民は検察に呼ばれただけで萎縮する。」「早く解放されたいと、検事の誘導に負けてしまう可能性は低くない。」「取り調べに弁護士を立ち合わせるべきだと身にしみて理解した私は、立ち会いをはやく義務化するべきだと感じる。」と述べられています。

取調べを受ける被疑者・参考人が取調官の威圧や誘導によって意思に反する供述をさせられることを防止するためには、検察官と対等な法的知識を有し、当該被疑者・参考人の権利を守る立場にある弁護士（弁護士）の立会いを認めることが必要です。取調べを受ける被疑者・参考人を委縮させ、そう認めるまで帰れない、早く解放されたいという心理に陥らせることによって、真実の供述を得ることができるなどと考えるのは間違いです。

在宅被疑者及び参考人の取調べの録音録画の対象範囲の拡大の必要

現在、在宅被疑者や参考人の取調べは、取調べ録音・録画義務の対象外とされており、運用上の録音・録画さえもほとんど行われていません。

取調べを受ける在宅被疑者・参考人が取調官の威圧や誘導によって意思に反する供述をさせられるおそれがあることは、森氏の投稿からも理解されることです。さらに、参考人という他人の供述によって無実の人が処罰されないようにするためには、こうした取調べの録音・録画の義務付けも必要です。

他人の証言の信用性が問題となる事案は、任意性が争われた事件数にも、調書の取調べ請求が却下された事件数にも含まれていません。他人の供述によっ

て起訴された被告人にとっては、その他人が取調べにおいて誘導を受けたり、迎合したり、嘘の供述を始めた状況が、客観的に記録されていることが重要です。

取調べ録音・録画の対象を拡大し、在宅被疑者や参考人の取調べも録音・録画を義務付けることが必要です。

郵便不正事件めぐり聴取

無職 森 隆政

(栃木県 69)

料金は初回

林真琴検事総長のインタビュー(22日本紙)を読んだ。約10年前、厚生労働省局長だった村木厚子氏が逮捕・起訴された郵便不正事件では、大阪地検特捜部検事の証拠改ざんが発覚。その後導入された取り調べの録音・録画(可視化)が、以後の冤罪防止に効果があったことは間違いないと思う。日本郵政グループ在勤当時、郵便不正の捜査に協力を求められ、任意で2度、東京から大阪地検に赴いた。郵便を早く

※朝日新聞社及び投稿者ご本人の了解を得て本記事を添付しました。